

入札公告

【 総合評価方式（簡易型Ⅰ・事後確認型）入札後審査型・週休２日推進工事（発注者指定型）・個別事項・WTO 】

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（総合評価方式（簡易型Ⅰ・事後確認型）入札後審査型）を行うので、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成７年静岡県規則第 74 号）第 3 条の規定に基づき公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（総合評価方式（簡易型Ⅰ・事後確認型）入札後審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。）により行うものとする。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行するものとする。

令和 4 年 6 月 17 日

静岡県知事 川勝 平太

記

1－1 公 告 日 令和 4 年 6 月 17 日

1－2 入札執行者 静岡県知事 川勝 平太

1－3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

静岡市葵区追手町 9－6 静岡県庁
（契約事務に関する問合せ先）
静岡県交通基盤部 建築企画課 054-221-2357 県庁東館 13 階
（電子入札に関する問合せ先）
電子調達ヘルプデスク 電話 0570-011311

1－4 工事内容等

入札番号		建管工第 4 0 0 1 8 号
工事名		令和 4 年度 [第 34-Z1511-01 号] 沼津商業高等学校校舎棟新築他工事（建築）
工事箇所		駿東郡清水町徳倉地内
工事概要等	規模 構造形式	校舎棟 鉄骨造 5 階建 延床面積 9,504 m ² 渡り廊下 鉄骨造 1 階建 延床面積 35 m ²
	工法	上記に係る建築工事一式（外構工事を含む。電気・機械設備工事は別途。）
工期		契約締結の翌日から（ただし翌日が土・日・祝日にあたる場合は契約締結日から）令和 6 年 7 月 12 日限り
使用する主要な資機材		－
落札方式		本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に勘案して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型Ⅰ）の施工工事である。
総合評価落札方式採用の理由		本工事は、技術的な工夫の余地があり、施工の確実性を確保することが重要であるため、総合評価落札方式（簡易型Ⅰ）を適用する。

1－5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1－5－1 資格要件

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足している共同企業体であること。

(1) 共同企業体の資格要件

条 件	左記の詳細
(1) 構成員の数	2 者
(2) 構成員の組合せ	1－5－1 (2) アの代表構成員の資格要件を満足する 1 者と 1－5－1 (2) イのその他構成員の資格要件を満足する 1 者の組合せとする。 ただし、各構成員は、当該工事において他の共同企業体の構成員となることができない。
(3) 結成方法	自主結成とする。
(4) 出資比率	共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。また、出資比率の最小限度基準は 30 パーセント以上とする。
(5) 存続期間	次に掲げる共同企業体の区分に応じて、それぞれ定める期間とする。 (ア) 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は、成立してから、当該工事の請負契約の履行後 3 か月以上は存続するものとする。 (イ) 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は、成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものとする。
(6) 簡易な施工計画について	簡易な施工計画が適切であること。

(2) 構成員の資格要件

ア 代表構成員

条 件	左記の詳細
(1) 静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事
(2) 許可の種類及び営業年数	建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であり、かつ、建築工事業の許可を有しての営業年数が 5 年以上あること。
(3) 経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日より 1 年 7 ヶ月以内のもの）の総合評定値 1,100 点以上であること。
(4) 営業所の所在地	条件なし
(5) 同種工事の施工実績	条件なし
(6) 配置予定技術者	適正な主任技術者を配置できること。 但し、下請契約の合計が 4,000 万円（建築一式工事は 6,000 万円）以上の場合は、監理技術者（監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者）を配置できること。 技術者の専任を必要とする場合（請負金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上）は、入札執行日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があること。 なお、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者にあつては、監理技術者を補佐する者を置き、適正な施工が確保されつつ一定の要件を満たす場合、発注者の判断により、他工事の監理技術者との兼務が可

	能となる場合がある。
(7)技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任でできること	静岡県議会令和4年9月定例会の閉会日（令和4年10月14日予定）から専任で配置できること。
(8)右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと	<設計業務等の受託者> 株式会社金丸建築設計事務所 静岡市駿河区丸子一丁目3番4号 <当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者> a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
(9)その他の条件	共通事項に記載のとおり

イ その他の構成員

条 件	左記の詳細
(1)静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事
(2)許可の種類及び営業年数	建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であり、かつ、建築工事業の許可を有しての営業年数が5年以上あること。
(3)経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値900点以上であること。
(4)営業所の所在地	条件なし
(5)同種工事の施工実績	条件なし
(6)配置予定技術者	適正な主任技術者を配置できること。 但し、下請契約の合計が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上の場合は、監理技術者（監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者）を配置できること。 技術者の専任を必要とする場合（請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上）は、入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。 なお、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者にあつては、監理技術者を補佐する者を置き、適正な施工が確保されつつ一定の要件を満たす場合、発注者の判断により、他工事の監理技術者との兼務が可能となる場合がある。
(7)技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任でできること	静岡県議会令和4年9月定例会の閉会日（令和4年10月14日予定）から専任で配置できること。
(8)右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと	<設計業務等の受託者> 株式会社金丸建築設計事務所 静岡市駿河区丸子一丁目3番4号 <当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者> a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はそ

	の出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
(9)その他の条件	共通事項に記載のとおり

1－6 提出資料について

(1)提出期日および方法

指定した日時までに提出すること。

① 提出期日	入札前に提出する資料は、1－9 (1) 入札前の入札参加資格確認申請書の提出、(2) 入札前の技術資料等の提出による。 入札後に提出する資料は、1－9 (13) の入札後に行う資格確認資料及び技術資料に係る根拠書類の提出による。
② 提出方法	原則として電子入札システムにより提出する。

(2)提出する資料一覧

・参加申請締切時に提出が必要な書類			
	様式等	タイトル	提出時期
☐	入札後審査様式第 2 号	入札参加資格確認申請書	1－9 (1) 参照
☐	技術資料様式	表紙	1－9 (2) 参照
☐	技術資料様式－ 4－1、4－2	簡易な施工計画（技術的所見）	〃
☐	技術資料様式－6	配置予定技術者の能力	〃
☐	技術資料の添付資料	主任技術者等通知書	〃（該当のある場合）
・入札書提出時に必要な書類			
	様式等	タイトル	提出時期
☐	様式第 9 号	入札価格（工事費）内訳書	入札時
・入札後事後審査時に必要な書類			
	様式等	タイトル	提出時期
☐	公告様式第 4 号	配置予定技術者の資格・工事経験	開札後 2 日以内（開庁日を除く。次順位者以降は別途指示する。）
☐	公告様式第 5 号	許可等の状況	〃
☐	申請書の添付資料	入札参加資格確認資料	〃
☐	技術資料の添付資料	技術資料に係る根拠書類（事前に提出したものを除く。）	〃（該当のある場合）

- ・電子入札システムでは、技術資料様式（添付資料は除く）は、エクセルデータまたは P D F 形式で提出すること。
- ・根拠書類等の添付資料がある場合で、送信できない書類は提出期限（必着）までに持参又は郵送すること。
- ・また、電子入札システムによる送信は、1 回しかできないので、注意すること。
- ・なお、参加申請締切時に提出が必要な添付資料が、締切時に提出されない場合、申請点の根拠が確認できないとみなし、評価点は加算しない。
- ・技術資料等の内容についてのヒアリングは行わない。

(3) 技術資料作成上の注意事項

施工上の課題に対する技術的所見（杭工事） （技術資料様式－４－１）	工事の実施に当たり、現場の状況を踏まえて、施工上の課題として杭工事に対する技術的所見を記載する。（杭工事の施工に関する工夫） （補足資料 参照）
施工上配慮すべき事項（ＩＣＴの活用） （技術資料様式－４－２）	工事の実施に当たり、現場の状況を踏まえて、ＩＣＴ（電子情報等）を活用した効率的な工事管理又は品質管理に関する取組に対する技術的所見を記載する。 （補足資料 参照）

補足資料

(1) 施工上の課題への対応（杭工事）

課題１：杭工事の施工に関する工夫

杭の施工に関して、支持地盤（地盤状況）の確認方法、施工手順及び施工管理方法などについて、具体的な取組が提案されているものを評価する。

（条件）

- ① 杭の工法は、プレボーリング根固め工法（認定工法）を計画している。
- ② 杭の本数は、校舎棟で計 89 本としている。杭径はφ900 又は 1,000 で 3 本継ぎである。支持地盤のレベル差が想定されるため、各杭の長さは 22～32m としている。
- ③ X・Y の 2 方向からのトランシットによる杭の建込確認及び統合型管理装置の使用は標準案とする。
- ④ 「既製コンクリート杭施工管理指針（平成 28 年 3 月）」（一般社団法人日本建設業連合会）に規定されている必須事項は評価しない。

(2) 施工上の課題への対応（ＩＣＴの活用）

課題２：ＩＣＴ（電子情報等）を活用した効率的な工事管理又は品質管理に関する取組

ＩＣＴを用いた現場管理の効率化又は品質管理等について、具体的な取組が提案されているものを評価する。

（条件）

- ① 関連工事の受注者等、他者との協議が必要な提案は評価しない。
- ② 単純な電子メール、SNS の使用等の一般的に実施されている提案は評価しない。
- ③ 発注特記に示している、電子小黒板、遠隔臨場、情報共有システムに関する提案は評価しない。
- ④ 課題１と重複する提案は評価しない。

配置予定技術者の能力 （技術資料様式－６）	配置を予定する主任（監理）技術者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。また、実際の施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。 ①配置予定技術者の資格が確認できる資料を添付すること。
--------------------------	---

1－7 技術的能力の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	審査基準
(1) 簡易な施工計画	①施工上の課題に関する技術的所見が適切であること。 ②施工上配慮すべき事項に関する技術的所見が適切であること。

1－8 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点するものとする。

①簡易な施工計画

評価項目	評価基準	配点	最大得点	備考
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 (与条件との整合性、理解度、対応方針の裏付け)	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性、現場状況等）を踏まえて適切であり、工夫がみられる場合に加点する。 提案は箇条書きとし、1件につき1点とする。 提案は、最高5件まで提案できる。	0.0 ～ 5.0	5.0	技術資料 様式－4 －1
施工上配慮すべき事項の適切性 (与条件との整合性、理解度、対応方針の裏付け)	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性、現場状況等）を踏まえて適切であり、工夫がみられる場合に加点する。 提案は箇条書きとし、1件につき1点とする。 提案は、最高5件まで提案できる。	0.0 ～ 5.0	5.0	技術資料 様式－4 －2

(2) 総合評価の方法

- ① 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数を30点とする。したがって、上記(1)「入札の評価に関する基準」によって得られた得点に30/10.0を乗じて加算点を算出する。（小数点以下2位止め（3位を四捨五入））
- ② 総合評価は、標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除し、1,000を乗じて得た評価値をもつて行う。評価値の計算において入札価格は千円単位とし、1,000円未満の数値は小数点以下で扱う。ただし、入札価格が調査基準価格（※1）を下回った場合は、調査基準価格で評価値を算出する。

※1 「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第3条に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術資料をもつて入札し、次の（ア）、（イ）の要件に該当する者のうち(2)「総合評価の方法」により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。（評価値は、小数点以下4位止め（5位を四捨五入）とする。このとき、同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。）

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは（ア）、（イ）の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格（千円単位）で除し、1,000を乗じた数値を下回らないこと。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

- ③ 入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）により、参加資格要件の詳細な確認を行う。その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

技術的所見に記載された提案内容全てを施工計画書等に記載すること。ただし、提案内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知（指示）した内容については、施工計画書へ記載しないこと。

また、提案内容の履行状況について、監督員から確認を受けること。

受注者の責により提案内容が確認できない場合は、次の方法により契約金額の減額及び工事成績評定点の減点を行う。

- ①「技術提案等」の不履行の場合は、契約金額の減額及び工事成績評定点の減点を行う。

（ただし、審査時の評価点が変わらない場合は減額はしない。）

- ②「技術提案等」以外の不履行の場合は、工事成績評定点を減点する。

- ・契約金額の減額の算出方法

$$\text{減額} = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点

- ・工事成績評定点の減点方法

不履行の項目ごとに5点減点する。

1-9 入札日程

(1) 入札前に入札参加資格確認申請書（以下「申請書」）の提出	<電子入札システムの場合> 公告の日の翌日から令和4年7月1日（金）まで（閉庁日（「静岡県の休日等を定める条例」第1条に定める県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後9時まで、ただし最終日は午後3時まで。 <持参の場合> 公告の日の翌日から令和4年6月30日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。申請書及び資格確認資料は、各2部（正本1部、副本1部）及び長形3号封筒（簡易書留料金を含む切手404円貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参する。 *提出資料については、共通事項参照	共通事項2-2
(2) 入札前の技術資料等の提出	<電子入札システムの場合> 公告の日の翌日から令和4年7月1日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後9時まで、ただし最終日は午後3時まで。 <持参の場合> 公告の日の翌日から令和4年6月30日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までに、技術資料各1部を契約条項を示す場所に持参する。 <郵送の場合> 令和4年6月30日（木）午後5時（必着）までに、技術	1-6参照

	資料各 1 部を契約条項を示す場所に郵送する。	
(3) 入札参加資格の確認通知	令和 4 年 7 月 12 日（火）までに電子入札システムにより通知する。（持参の場合は郵送により通知する。）	
(4) 入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和 4 年 7 月 15 日（金）まで（閉庁日を除く。） < 電子入札システムの場合 > 午前 9 時から午後 9 時まで、ただし最終日は午後 5 時まで。 * 電子入札システムの場合は、送信後に静岡県交通基盤部建築企画課（TEL054-221-2357）まで電話連絡を行うこと。 < 持参の場合 > 午前 9 時から午後 5 時まで（契約条項を示す場所）	共通事項 2 - 4
(5) 上記の回答期限	令和 4 年 7 月 19 日（火）まで	共通事項 2 - 4
(6) 図面及び特記仕様書並びに数量書（以下「設計図書等」という。）の交付	・ 交付期間 公告の日から令和 4 年 7 月 1 日（金）まで（閉庁日を除く。） ・ 交付するもの 図面、特記仕様書、数量書（参考図書） ※数量書は、参考資料であり、契約図書ではありません。入札等の際は、設計図書（図面及び仕様書等）により積算すること。 ・ 交付方法 1 - 10 の交付方法による。	共通事項 2 - 3
(7) 図面の縦覧期間	－	共通事項 2 - 3
(8) 設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から令和 4 年 7 月 13 日（水）まで（閉庁日を除く。） < 電子入札システムの場合 > 午前 9 時から午後 9 時まで、ただし最終日は午後 5 時まで。 < 持参の場合 > 午前 9 時から午後 5 時まで。	共通事項 2 - 3
(9) 上記の回答書縦覧期間等	令和 4 年 7 月 20 日（水）から令和 4 年 7 月 26 日（火）まで。回答は、電子入札システムに掲載する。 < 縦覧の場合 > 契約条項を示す場所で縦覧を行う。	共通事項 2 - 3
(10) 入札書等の提出について	< 電子入札システムの場合 > 令和 4 年 7 月 26 日（火）から令和 4 年 7 月 27 日（水）まで（閉庁日を除く。） 期間内の午前 9 時から午後 9 時まで、ただし最終日は午後 4 時まで。 < 持参の場合 > 開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・ 入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書（入札書と同時に	共通事項 2 - 5

	提出が必要な場合に限る。)	
(11)入札価格（工事費）内訳書	要	共通事項 2－6
(12)開札日時	令和 4 年 7 月 28 日（木） 10 時 00 分	共通事項 2－7
(13)入札後に行う資格確認資料及び技術資料に係る根拠書類の提出	開札の日から令和 4 年 8 月 1 日（月）まで（閉庁日を除く。） （次順位者以降の者の期日は別途指示する。） ＜電子入札システムの場合＞ 午前 9 時から午後 9 時まで、ただし最終日は午後 5 時まで。 ＜持参の場合＞ 午前 9 時から午後 5 時まで。 提出資料については、事前に提出したものを除く。	共通事項 2－2
(14)入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者、又は技術資料の確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和 4 年 8 月 5 日（金）まで（閉庁日を除く。） （次順位者以降の者の期日は別途指示する。） ＜電子入札システムの場合＞ 午前 9 時から午後 9 時まで、ただし最終日は午後 5 時まで。 ＜持参の場合＞ 午前 9 時から午後 5 時まで。	共通事項 2－4
(15)上記の回答期限	令和 4 年 8 月 10 日（木）まで（閉庁日を除く。）	共通事項 2－4

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1－10 設計図書等の交付方法

・入札情報サービス（P P I）により交付する。

1－11 その他

(1)調査基準価格の設定	県ホームページ「建設業のひろば」に掲載されている「低入札価格調査実施要領・運用」を参照してください。 調査基準価格の設定有 調査基準価格及び契約しない基準値の補正無
(2)前払金	請負代金の 60%以内（ただし中間前払金 20%を含む）
(3)部分払	請負代金が 100 万円以上 2,000 万円未満は 2 回以内、2,000 万円以上 5,000 万円未満は 3 回以内、5,000 万円以上は 4 回以内とする。 ただし、債務負担「有」の場合、最終年度を除いた各年度につき 1 回を上記回数に加えることがある。
(4)契約書作成	要
(5)工程表の提出	要
(6)工事工程月報	要
(7)ISO を活用した監督業務	準用 1 による
(8)現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
(9)火災保険付保の要否	要
(10)当該工事に直接関連する他の工事の請負契約	無

を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	
(11) 契約後 V E	有
(12) 週休 2 日推進工事	対象（発注者指定型）
(13) 電子小黑板の活用	要
(14) 法定外の労災保険（※）の付保	受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

※公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約

準用 1

- (1) 本工事は、IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。（ただし、低入札価格調査の対象となった場合は除く。）

落札者は、IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望する時は、建築工事課長に対し、工事請負契約締結日から 14 日以内に次の①から④までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

- ① IS09001 認証の取得に係る登録証の写し
 - ② IS09001 の審査に係る次の書類
 - イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
 - ③ 本工事を担当する内部組織が IS09001 認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
 - ④ IS09001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
- (2) 建築工事課長は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から 14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。
- (3) 建築工事課長は、この取扱いの適用が適当でないと認めたときは、申請日から 14 日以内に理由を付して、その旨を申請者に通知する。
- (4) その他詳細不明の点については、静岡県交通基盤部建築工事課（TEL:054-221-3097）に照会すること。

1-12 Summary

Summary

- (1) Subject matter of contract: Building works of Numazu Commercial High School in Tokura, Shimizu-cho sunto-gun, Shizuoka Prefecture
- (2) Deliveries must be made by: 3:00p.m., 1 July 2022
- (3) Time and date of tender: 10:00a.m., 28 July 2022
- (4) Tenders submitted by mail: 4:00p.m., 27 July 2022
- (5) For more information, please contact: Construction Planning Division, Shizuoka Prefectural Government
9-6 Ohte-machi Aoi-ku, Shizuoka City, Shizuoka Prefecture, Japan
P.O. Box 420-8601
Tel. No. 81-54-221-2357

※We are only able to accept applications that are presented in Japanese.

入 札 公 告（総合評価方式（簡易型Ⅰ・事後確認型）入札後審査型・共通事項）

2－1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
(2) 静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は、入札公告（総合評価方式（簡易型Ⅰ・事後確認型）入札後審査型・個別事項（以下「個別事項」という。））に記載）
(3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は、個別事項に記載）
(4) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）（以下「入札参加停止等措置要綱」という。）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
(5) 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成 5 年 8 月 1 日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2－2 入札参加資格の確認

(1) この入札の参加希望者は、申請書を作成の上提出し、入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また、開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に、資格確認資料を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。

(2) この入札の参加希望者は、入札前に、総合評価方式の技術資料（以下「技術資料」という。）について、表紙、様式－1 から様式－6 のうち必要な書類（評価項目のうち、同種・類似工事の施工実績若しくは施工経験がある場合は、その証明資料を含む。）を作成の上提出し、総合評価における実績等の評価項目の基本的な確認及び簡易な施工計画の詳細な確認を受けなければならない。

また、開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に、技術資料に関する根拠書類（事前に提出したものを除く。）を提出し、総合評価における実績等の評価項目の詳細な確認を受けなければならない。

(3) 上記(1)及び(2)の書類の提出は、原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や、紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（静岡県公共事業電子入札運用基準 様式 4）を提出）を得た場合は、持参することができる。なお、提出期限までに申請書、資格確認資料及び技術資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格の確認等

① 入札参加資格確認基準日	申請書の提出期限の日
② 申請書	入札後審査型様式第 2 号
③ 技術資料等	個別事項に記載
④ 入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
⑤ 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに以下の資格確認資料（添付資料含む。）を作成の上、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。

認	1 同種工事の施工実績（様式第3号）（入札参加条件の場合） 2 配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第4号） 3 許可等の状況（様式第5号）
⑥ 入札前に行う評価項目の確認と技術審査	提出期限までに技術資料を提出しない者又は簡易な施工計画が適切であると認められない者は、本入札に参加することができない。
⑦ 入札後に行う評価項目の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに、技術資料に係る証明資料（事前に提出したものを除く。）を作成の上、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。
⑧ 同種工事の施工実績の確認（参加条件の場合）	○同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。 ・同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている工事の場合は、様式第3号に登録済みであることを明記した上で、契約書の写しを省略することができる。）又は工事カルテ（CORINS）の写し等 （上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、個別事項1－5に記載） ・同種工事の施工実績が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）
⑨ 配置予定技術者の資格・工事経験の確認（参加条件の場合）	様式第4号に1－5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事経験を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。 専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、静岡県議会議令和4年9月定例会の閉会日（令和4年10月14日予定）から専任で配置できることを条件とする。 専任の終了する日は完了検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。 専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する。契約前にあつては、入札保証金に相当する額を、契約後にあつては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、静岡県は一切の損害賠償の責を負わない。 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や従事している工事の未完成等により、技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行う場合がある。 ○配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。 ・法令による免許については、免許を証する書面の写し また、配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類（建設業許可の申請時又は更新時に提出する書類に添付する営業所の専任技術者

	を確認できる書類（写しで可）） ・当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し ・監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し ○同種工事の施工経験を確認できる書類を添付すること。 ・同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し（ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている工事の場合は、様式第4号に登録済みであることを明記した上で、契約書の写しを省略することができる。）又は工事カルテ（CORINS）の写し等 （上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、個別事項1－5に記載） ・同種工事の施工経験が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）
⑩ 許可等の状況	様式第5号に建設業許可の状況及び経営事項審査の結果〈並びに営業所の状況〔県内に営業所があることを条件とする場合〕〉を記載すること。
⑪ 許可通知書の写し	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可の通知書の写し（申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの）〈及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等、静岡県内に営業所があることを証する書類〔県内に営業所があることを条件とする場合〕〉を提出
⑫ 入札参加資格	有効な「建設工事競争入札参加資格の審査結果」通知の写し
⑬ 経営事項審査結果通知書の写し	建設業法27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し

- ・申請書、資格確認資料及び技術資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された申請書、資格確認資料及び技術資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・提出期限後における申請書、資格確認資料及び技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された申請書、資格確認資料及び技術資料は、返却しない。
- ・提出された申請書、資格確認資料及び技術資料は、公表しない。
- ・申請書、資格確認資料及び技術資料に用いる言語は日本語とする。

2－3 設計図書等について

(1) 交付等の方法	個別事項に記載
(2) 質問	電子入札システムによる。やむを得ない場合のみ書面持参（様式自由）とする。
(3) 質問に対する回答	電送により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

2－4 入札前の参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

(1) 入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
(2) 発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

(1) 入札の場所	契約条項を示す場所
(2) 入札の方法	電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注機関の承認を得た場合は書面を持参して入札できる。 ＜電子入札システムによる場合＞ 電子入札システムにより入札書・入札価格（工事費）内訳書を提出すること。 ＜持参による場合＞ 事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書を提出すること。
(3) その他注意事項	①郵送による入札は認めない。 ②持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ④入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 入札価格（工事費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提出を求める。

なお、入札価格（工事費）内訳書の提出の要否は、個別事項において記載する。

(1) 受付	＜電子入札システムによる場合＞ 入札書等受付期間に準じる。 ＜持参による場合＞ 入札書の提出に準じる。
(2) 様式	様式第9号
(3) 取扱い	入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-7 開札等

(1) 開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
(2) 入札の無効	本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、〔現場説明を行う場合〕〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）に不備があるときは、当該入札を無効とする。 低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として

	当該入札を無効とする。 なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。 総合評価の評価項目の詳細な確認において、落札候補者が申請した評価点と異なる配点となった場合は、当該落札候補者のした入札を無効とすることがある。
(3) 落札者の決定方法	入札公告「個別事項」に記載

2－8 落札者とならなかった者への理由の説明

落札者とならなかった者は、入札執行者に対して自らが落札者とならなかった理由について、説明を求めることができる。

落札者とならなかった者の請求方法等	契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2－9 不落随契

再度の入札において落札者がいない場合の随意契約への移行基準等は次のとおりとする。

移行基準	再度の入札（2回目の入札）を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるときは不落随契に移行する。
見積書を徴する者	再度の入札（2回目の入札）で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下で、最高評価値であった者から見積書を徴する。

2－10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金	①入札保証金 免除。 ②契約保証金 納付（契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(2) 契約書の作成	①契約の締結に当たっては、契約書〈仮契約書〔要議決工事の場合〕〉を作成しなければならない。〈② 契約は、県議会の議決があつたときに成立する。〔要議決工事の場合〕〉
(3) 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	①本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があつた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 ②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 ③受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 ※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠

	った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。
(4) 労働関係法令等遵守の誓約書の作成	事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本工事に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。 ① 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（事務処理要領様式第1号） ② 本契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（事務処理要領様式第2号）の写し
(5) その他	① 静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、ICカードの不正使用が確認された場合には、入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 また、契約後にICカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 ② 電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。 ③ 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。 ④ 落札者は、様式第4号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。（専任の配置技術者が必要な工事の場合） ⑤ 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。 ⑥ 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 ⑦ 申請書、資格確認資料及び技術資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 ⑧ 1－5に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書、資格確認資料及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。 ⑨ 低入札価格調査制度については、「低入札価格調査制度実施要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。 ・ 低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、配置予定の主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者（以下「補助技術者」という。）を専任で土木工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び塗装工事）の場合は2名、その他の工事の場合は1名現場に配置しなければならない。ただし、特記等別に定める場合は、この限りではない。この場合において、主任技術者（監理技術者）及び補助技術者は、現場代理人と兼ねることができない。 ・ 低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「2－10 その他 入札保証金及び契約保証金②」参照。

- ⑩落札決定後に入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- イ 県議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から県議会の議決前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。
- ウ ア又はイにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- ⑪本工事の下請人については、静岡県内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。
（WTO 政府調達協定が適用される場合、⑪の事項は該当しない）
- ⑫簡易な施工計画に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。
- ⑬債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。
- ⑭その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。